

新旧対照表

## 個別通達：玉軸受等に対して課する報復関税に関する取扱いについて

新	旧
<p>(原産地を証明した書類の提出)</p> <p>2 玉軸受等(令別表に掲げる貨物をいう。以下同じ。)に係る輸入申告(関税法(昭和29年法律第61号。以下「法」という。)第7条の2第2項((申告の特例))に規定する特例申告に係る同条第1項に規定する指定貨物にあっては、当該特例申告。以下同じ。)がされた場合の原産地の確認等については、次による。なお、この場合の原産地の認定については、令第3条の規定により、特恵関税に係る原産地の認定基準に準拠することとされているので留意する。</p> <p>(1) 令第2条第1項((原産地証明書の提出))に規定する原産地証明書とは、関税暫定措置法施行令(昭和35年政令第69号。以下「暫定令」という。)第<u>27</u>条第1項((原産地証明書))に規定する原産地証明書又は関税法施行令(昭和29年政令第150号)第61条第1項((課税標準の決定のための書類及び原産地証明書等))に規定する原産地証明書とし、玉軸受等に係る輸入申告がされたときは、通常の審査のほか、当該原産地証明書について、暫定令第<u>27</u>条第4項((原産地の証明))等に規定する正当な発給機関により発給されたものであること、暫定令第29条((原産地証明書の有効期間))等に規定する期間(有効期間)を経過したものでないこと(有効期間を経過したものであるときは、同条ただし書等の規定による税関長の承認を受けていること。)及びその記載事項を確認する。</p> <p>また、原産地証明書が提出されないときは、下記(2)に定める税関長の承認を受けていることを確認する。</p> <p>なお、郵便物に係る原産地証明書については、上記に準じて取り扱うものとする。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 暫定達8の2-3(原産地認定の基準)の(1)の規定、8の2-5から8の2-7まで('やむを得ない特別の事由'の意義・税關以外の原産地証明書の発給機関で「税關長が適當と認めるもの」の取扱い・原産地証明書の有効性の認定・「災害その他やむを得ない理由」の意義)の規定、8の2-10(分割して輸入する場合の原産地証明書の取扱い)及び8の2-11(原産地証明書の有効期間延長の承認申請手続)の規定並びに8の2-16(輸入申告等がされない輸入物品等に対する特恵関税等の適用)の規定は、令第2条第2項の規定において準用する暫定令第29条の規定により原産地証明書の有効期間を延長する場合の取扱いその他の原産地証明書の取扱いについて準用する。</p> <p>(4)及び(5) (省略)</p>	<p>(原産地を証明した書類の提出)</p> <p>2 玉軸受等(令別表に掲げる貨物をいう。以下同じ。)に係る輸入申告(関税法(昭和29年法律第61号。以下「法」という。)第7条の2第2項((申告の特例))に規定する特例申告に係る同条第1項に規定する指定貨物にあっては、当該特例申告。以下同じ。)がされた場合の原産地の確認等については、次による。なお、この場合の原産地の認定については、令第3条の規定により、特恵関税に係る原産地の認定基準に準拠することとされているので留意する。</p> <p>(1) 令第2条第1項((原産地証明書の提出))に規定する原産地証明書とは、関税暫定措置法施行令(昭和35年政令第69号。以下「暫定令」という。)第<u>51</u>条第1項((原産地証明書))に規定する原産地証明書又は関税法施行令(昭和29年政令第150号)第61条第1項((課税標準の決定のための書類及び原産地証明書等))に規定する原産地証明書とし、玉軸受等に係る輸入申告がされたときは、通常の審査のほか、当該原産地証明書について、暫定令第<u>51</u>条第4項((原産地の証明))等に規定する正当な発給機関により発給されたものであること、暫定令第53条((原産地証明書の有効期間))等に規定する期間(有効期間)を経過したものでないこと(有効期間を経過したものであるときは、同条ただし書等の規定による税關長の承認を受けていること。)及びその記載事項を確認する。</p> <p>また、原産地証明書が提出されないときは、下記(2)に定める税關長の承認を受けていることを確認する。</p> <p>なお、郵便物に係る原産地証明書については、上記に準じて取り扱うものとする。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 暫定達8の2-3(原産地認定の基準)の(1)の規定、8の2-5から8の2-7まで('やむを得ない特別の事由'の意義・税關以外の原産地証明書の発給機関で「税關長が適當と認めるもの」の取扱い・原産地証明書の有効性の認定・「災害その他やむを得ない理由」の意義)の規定、8の2-10(分割して輸入する場合の原産地証明書の取扱い)及び8の2-11(原産地証明書の有効期間延長の承認申請手續)の規定並びに8の2-16(輸入申告等がされない輸入物品等に対する特恵関税等の適用)の規定は、令第2条第2項の規定において準用する暫定令第53条の規定により原産地証明書の有効期間を延長する場合の取扱いその他の原産地証明書の取扱いについて準用する。</p> <p>(4)及び(5) (同左)</p>